

株式会社サンウェルズ 定款

(2023年4月1日 改訂)

定 款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社サンウェルズと称し、英文では、SUNWELL S Co., Ltd. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 介護保険法に基づく居宅サービス及び介護予防サービス事業
2. 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
3. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業
4. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業
5. 介護保険法に基づく施設サービス事業
6. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業
7. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター及び福祉ホームの経営事業
8. 老人福祉法に基づく有料老人ホームの設置経営
9. 老人福祉法に基づく老人居宅生活支援事業
10. サービス付き高齢者向け住宅の設置経営
11. 介護福祉用具の貸与及び販売事業
12. 介護福祉に従事する人材育成のための研修及び教育事業並びに介護・福祉・保険業務に関する各種学校の経営
13. 福祉介護機器、福祉用具、医療機器、セキュリティ機器・設備の設計、開発、製造、修理、賃貸及び販売事業
14. 人材の育成、能力開発、指導、研修及び教育事業
15. スポーツ施設、スポーツクラブ、加圧トレーニングジム、フィットネスクラブ、カルチャースクールの経営
16. 健康食品、美容食品及びサプリメント等保健機能食品（特定保健用食品、栄養機能食品）の販売及び輸出入
17. 飲料・食料品の販売及び輸出入
18. 労働者派遣事業及び有料職業紹介事業

- １９．不動産の売買、管理、賃貸、保有並びに運用
- ２０．建築工事、リフォーム工事業、バリアフリー工事、その他建設工事の設計、施工、監理及び請負
- ２１．フランチャイズ展開に関するコンサルタント業務
- ２２．フランチャイズシステムによる加盟店募集及び加盟店の経営指導
- ２３．フランチャイズシステムの構築及び運営並びに管理
- ２４．経営コンサルタント業
- ２５．前各号に附帯関連する一切の事業

（本店の所在地）

第 3 条 当会社は、本店を石川県金沢市に置く。

（公告の方法）

第 4 条 当会社の公告は、電子公告に掲載する方法とする。

- ２ やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

（機関構成）

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- １．取締役会
- ２．監査等委員会
- ３．会計監査人

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、１億２０００万株とする。

（自己株式の取得）

第 7 条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

（単元株式数）

第 8 条 当会社の１単元の株式数は、１００株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 9 条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利

(3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

2 株主総会を招集するには、会社法第 298 条第 1 項第 3 号又は第 4 号に掲げる事項を定めた場合を除き、会日より 1 週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。

(基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって決する。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。

- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠又は増員として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

4 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

5 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長1名、取締役社長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第25条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

- 2 当会社は会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。

(取締役会規程)

第28条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議により定めるも

のとする。

（取締役の責任免除）

第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第31条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第32条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに、各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第33条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって決する。

（監査等委員会の議事録）

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに署名もしくは記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議において選任する。

(任期等)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第41条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、当会社は、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第42条 配当財産が金銭である場合は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

2 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

第8章 附 則

(定款に定めのない事項)

第43条 この定款に定めのない事項は、会社法その他の法令の定めるところによる。